

令和2年度 水質検査計画

千葉市水道局

目 次

1	基本方針	-----	1 ページ
2	水道事業の概要	-----	1 ページ
3	原水及び水道水の水質状況	-----	2 ページ
4	水質検査を行う地点、項目、頻度	-----	3 ページ
5	水質検査主体	-----	3 ページ
6	水質検査結果の評価	-----	3 ページ
7	関係機関との連携	-----	4 ページ
8	委託検査方法等	-----	4 ページ
9	水質検査計画及び検査結果の公表	-----	4 ページ

1 基本方針

千葉市水道局では、お客様へお届けする水道水は、安全で良質なおいしい水をいつでも供給するために、以下の方針に基づいて水質検査計画を策定し、水質を適正に管理してまいります。

(1) 検査地点

水源である井戸（原水）、浄水場ろ過機出口（浄水）、蛇口（給水）です。県水受水は浄水場入口蛇口（浄水）、ポンプ室エアー抜き管（浄水）です。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている「毎日検査項目」、「水質基準項目」、水質管理上留意すべき「水質管理目標設定項目」及び「その他項目等」について検査を行います。

(3) 検査頻度

水道法で検査が義務づけられている頻度に基づき水質検査を行います。

- ① 水道法により、給水栓において毎日検査が義務づけられている色度、濁度、残留塩素に加え、pH値、臭気は、毎日1回検査を行います。
 - ② 水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度は、毎月1回検査を行います。
 - ③ 上記①以外の項目で、直近の3か年の測定結果が基準値の1/10以下及び水源の状況から原水水質が大きく変わるおそれが少ないと認められるため、「測定回数を減じることができる」項目でも、安全を考慮して年1回の検査を行います。なお、その他の項目は法令通り年4回行います。（別表1参照）
 - ④ 千葉県水道局から受水している原水については、年1回検査をします。その他に県の浄水場出口の検査結果年4回（6，9，12，3月）入手します。
 - ⑤ 原水が地下水の場合は、消毒副生成物の項目を除き年2回、緊急用井戸及び井水ろ過浄水は年1回の検査を行います。
- （※水道法施行規則第15条第4号に規定する検査の省略は行いません。）

2 水道事業の概要

(1) 給水区域

緑区及び若葉区の各一部（千葉県水道局及び四街道市水道事業センター給水区域を除く地域）

(2) 水源（原水）の種類

浄水受水：千葉県水道局から受水している水
地下水（認定水源）：土気4・5号井、更科1・2号井、ちばりサーチパーク1号井
地下水（緊急井戸）：平川浄水場1号井、大野台1号井

(3) 浄水場等の名称とその水源

① 平川浄水場（浄水受水）	千葉市緑区平川町2210
計画1日最大給水量	7,000m ³ /日
② 土気浄水場（浄水受水・地下水）	千葉市緑区土気町1635-2
計画1日最大給水量（予備施設）	1,000m ³ /日
③ 大木戸浄水場（浄水受水）	千葉市緑区大木戸町1417
計画1日最大給水量	18,700m ³ /日
④ 更科浄水場（地下水）	千葉市若葉区更科町1377
計画1日最大給水量	1,000m ³ /日
⑤ 大野台送水ポンプ場（浄水受水）	千葉市緑区大野台1-9-14
計画1日最大送水量	33,700m ³ /日
⑥ ちばリサーチパーク浄水場（地下水）	千葉市若葉区上泉町1170
計画1日最大給水量	1,000m ³ /日
⑦ 高根給水場（浄水受水）	千葉市若葉区高根町881-70
計画1日最大給水量	6,000m ³ /日

(4) 浄水方法

原水が地下水である土気、更科、ちばリサーチパークの各浄水場は、除鉄・除マンガン急速ろ過機で浄水処理を行っています。また、平川浄水場、大木戸浄水場、大野台送水ポンプ場及び高根給水場は、千葉県水道局からの浄水受水のため浄水処理をしていません。

3 原水及び水道水の水質状況

(1) 原水

ア 浄水受水

浄水受水については、千葉県水道局福増浄水場、柏井浄水場及び誉田給水場より浄水処理された水を受水しております。浄水処理される前の水源水である利根川や高滝ダム湖の原水は、流入する生活排水等による異臭味や生物起因による障害等の水質問題がありますが、千葉県水道局では水源の状況に応じ水質基準値内に適切に処理を行っています。水質確認は、年4回（6、9、12、3月）千葉県水道局より水質検査結果を入手し、51項目全ての安全性を確認しています。なお、本市でも独自に年1回確認します。

イ 地下水

地下水については、原水中にマンガン、鉄を含んでいることがあるため、除鉄・除マンガン急速ろ過処理をしています。水質確認は、別表1～4の通り検査し、安全性を確認しています。

(2) 水道水

当水道局が給水している水道水については、従来から給水区域全域において水質基準を満たしており安全な水です。

4 水質検査を行う地点、項目、頻度

当水道局では、過去の水質検査の結果に基づき、令和2年度の水質検査を表1～4のとおり行うことで、給水区域全域において水質基準等を満たしていることを確認していきます。

(1) 検査地点

検査地点は、別図1の場所で採水します。

(2) 臨時検査

水源の事故や著しい水質異常が生じ水質基準値を超えるおそれ等がある場合には、必要に応じて次のような場合に臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が急激に変化したとき
- ② 浄水処理に異常が生じたとき
- ③ 色、濁り、臭気等に著しい変化が生じるなどの異常が認められたとき
- ④ クリプトスポリジウム指標菌が検出されたとき

5 水質検査主体

(1) 毎日検査項目

送・配水施設等維持管理業務委託業者により実施します。

(2) 水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他の項目

ア 千葉県水道局から受水している原水

千葉県の浄水場出口の検査結果を利用しますが、年1回は本市で次項イにより実施します。

イ ア以外の検査

水道法第20条登録機関に委託します。なお、検査する試料の採取・運搬についても、水道法第20条登録機関により実施します。

(3) 臨時の水質検査

水道法第20条登録機関に委託します。なお、検査する試料の採取・運搬についても、水道法第20条登録機関により実施します。

6 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直しに関する事項

給水栓(蛇口)の検査結果が水道法に規定された水道水質基準を満たすことを確認します。また水質検査結果や水質基準項目等・基準値等の変更を踏まえ、水質検査計画を適宜見直します。

7 関係機関との連携

水源で、油流出等の水質事故が発生した場合には、河川を管理する国土交通省や千葉県のほか、流域水道事業体等からなる情報連絡網を用い、迅速に情報を把握すると共に、安全で安心な水道水を供給してまいります。

8 委託検査方法及び精度管理

千葉市水道局では、毎日検査する項目（色度、濁度、残留塩素、pH値、臭気）と、千葉県水道局より入手する水質検査結果を除く全ての項目について、厚生労働省に登録されている検査機関に委託して水質検査を行っています。水質検査項目は、微生物から化学物質まで多種多様にわたり検査レベルも極微量レベルでの測定が求められていることから、試料の採取から運搬・搬送方法等標準作業手順に則り行われているか確認し、万全を期しています。

また、その精度管理については、年1回立入検査や書類調査を行い検査体制・能力及び外部精度管理などの確認を行うとともに、水質検査委託先については、ISO/IEC 17025や水道GLPの取得状況等を考慮し選定することで、信頼性の確保に努めています。

令和元年度は書類調査を実施し、適切に行われていることを確認していきます。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、水質基準等の改正及び蛇口（給水栓）の水質検査結果を踏まえ見直し事業年度毎に策定し、事前に千葉市水道局ホームページで公表して皆様のご意見をお聞きしています。今後の参考にしたいと思っておりますのでご意見のある方は水道局までご連絡下さい。

水質検査結果についてもホームページで公表しています。

連絡先	千葉市水道局水道事業事務所給水班 〒266-0004 千葉市緑区平川町2210
	☎ 043-291-5462
	FAX 043-291-8404
	メールアドレス jigyo.WA@city.chiba.lg.jp
	ホームページアドレス http://www.city.chiba.jp/suido/